

令和4年度 若者世代による県産品消費拡大啓発推進業務委託仕様書

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、県外大消費地での飲食店需要の減少や、三重県内への観光入込客の減少に伴い、県内農林水産事業者は出荷量の減少により苦しい状況となっている。一方、県外への移動が制限されるなか、県民が県内を旅行する機会が多くなり、それに伴い地産地消への意識を高める契機となっている。

そこで、県民自らが県産農林水産物の魅力をさらに意識することで、地産地消を通じ経済の地域内循環を促進するため、SNSに日頃から慣れ親しんでいる若者世代（中高生）から、SNSなどを活用して、県産農林水産物の魅力について県内へ広く発信するためのアイデア（動画や発信の方法など）を募集する。そして、それらの動画を、若者世代を通じて広く発信することで、県民に対しては親しみやすさを、県内への旅行者に対しては新鮮さをもって受け入れられるPR事業を展開する。

2 委託期間

契約日から令和5年3月24日（金）まで

3 委託内容

SNSに日頃から慣れ親しんでいる若者世代（中高生）を対象とした、柔軟な発想で県産農林水産物の魅力を発信するためのアイデア募集（PR動画の内容や動画の発信方法）、動画を作成するための支援等、以下に記載する業務を行う。

(1) アイデア募集に関する企画

- ア 若者世代に対して県産農林水産物への興味を引き出し、「自分も食べたい、体験したい」という共感を呼び込むような動画や、他の人にも拡散したくなるような動画のアイデアと、その動画を効果的に発信するためのアイデア募集を企画すること。
- イ 動画の題材は、県産農林水産物（畜産物を含む）か、それを使用した加工品や郷土料理（以下、「県産農林水産物等」とすること。
- ウ 動画で取り上げる県産農林水産物は、できるだけ偏りが出ないようにすることとし（農林産物、水産物）、どの県産農林水産物を取り上げるかは、県と協議して決めること。
- エ 募集の際、動画撮影時に応募者自ら出演するか、応募者自身で出演者を確保してもらうことを条件に入れること。

(2) アイデアの募集

アイデアの募集にあたっては、多数の応募につながるような方法を提案すること。これにかかる費用はすべて受託者の負担とする。

(3) 応募アイデアの審査

- ア 応募のあったアイデアから審査により、動画を作成するもの（3本以上）を選定すること。
- イ 審査は、県、教育委員会、専門家などをメンバーとして行うこと。

(4) アイデアのブラッシュアップ

選出したアイデアをSNSで発信する動画に仕上げるため、選出したアイデアのブラッシュアップを行うこと。

(5) 動画の撮影

ア 撮影に係る調整、出演者への演技指導、応募者が行う撮影のサポート等を行うこと。

イ 撮影に係る費用は、委託料に含まれるものとする。

(6) 撮影した動画の編集

ア 撮影した動画は、テロップ挿入等の編集作業を行うこと。

イ 作成する動画は、SNSへの掲載に適した長さとする。

(7) 効果の検証

出演者や製作者、視聴者等に対しアンケート調査を実施するなど、動画作成に関わったことや動画視聴を行ったことによる効果を検証すること。

(8) その他本事業の実施に必要な一連の業務

4 その他留意事項

(1) 完成動画は、県が管理しているSNSで公開するとともに、より効果的なSNSの使用を提案する場合には、県と協議すること。

(2) 完成動画は、SNSで公開し、また県が県産農林水産物等のPRに使用する可能性があるため、その旨について、受託者が出演者本人及び保護者の同意を得ること。

(3) 完成動画については、公開前に1回以上の校正を行い、県の了承を得ること。

(4) その他仕様書に記載のない事項は、県と協議の上決定し実施すること。

5 委託業務に関する成果品の提出

委託業務終了後、委託期間内に以下のものを作成し、提出すること。

・委託業務完了報告書

・完成動画（各種SNSや県HP等で公開できる汎用性の高いファイル形式で提出すること）。

6 著作権の取扱い等

(1) 本契約に基づく成果物の所有権は、県へ成果物の引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しを持って県に譲渡されるものとする。

(2) 動画制作に使用した素材及び出演者に関する著作権者は、三重県とする。

(3) 出演者及び第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7 業務実施上の条件

- (1) 業務実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
- (2) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 委託期間内においては月 1 回以上、県との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 県との打ち合わせ、協議等を行った際は、受託業者において議事録を作成し、その内容を県と共有するものとする。
- (5) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受け、その取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。
- (7) 県が受託業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。